

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

四)

(注) 解体工事の場合のみに記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 再資源化等に要する費用

円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

四)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

*受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）